

地質調査業技術管理者の 認定申請の手引き

令和8年4月

国土交通省不動産・建設経済局
建設振興課
専門工事業・建設関連業振興室

内容

| | |
|-----------------------------------|----|
| 1. 地質調査業技術管理者認定制度の概要 | 3 |
| 2. 認定申請の要件等について | 3 |
| (1) 申請要件..... | 3 |
| (2) 申請不可要件..... | 4 |
| (3) 認定後の注意点..... | 4 |
| 3. 申請から認定までの流れ | 5 |
| よくある質問..... | 6 |
| 4. 実務経験の記載について | 7 |
| 5. 申請書類の提出先・問い合わせ先等 | 15 |
| (1) 申請書様式のダウンロード..... | 15 |
| (2) 提出先について..... | 15 |
| (3) 申請手続きに関するお問い合わせ..... | 16 |

1. 地質調査業技術管理者認定制度の概要

地質調査業者登録に必要な技術管理者については、原則、登録規程に定める特定の学科[※]を卒業した実務経験者または技術士としていますが（地質調査業者登録規程第3条第1項イ、ハ）、**特定の学科以外を卒業した者**についても、一定の実務経験を有する者については、技術管理者として認定を受けることができます。（地質調査業者登録規程第3条第1項ロ）

※「**土木工学（農業土木又は森林土木を含む）、建築学、鉱山学、地学又は物理学**」に関する学科（以下、同様）

下記、認定申請の要件等について2. 1)～4)に該当する技術管理者認定申請は、毎年7月に地方整備局等で受け付けており、一定の実務経験を有していると認められた場合には技術管理者として認定されます。

2. 認定申請の要件等について

(1) 申請要件

○認定に必要な実務経験年数等については以下のとおりです。

| | | |
|----|--|---------------------|
| 1) | 地質調査に関し、実務経験を25年以上有するとき。 | 解釈及び運用の方針 1(3)③イ |
| 2) | 高等学校又は専修学校において土木工学、建築学、地質工学又は機械工学に関する学科を卒業後、地質調査に関し実務経験を20年以上有するとき。 | 解釈及び運用の方針 1(3)③ロ |
| 3) | 大学又は高等専門学校*において 特定の学科以外の理工系学科 を卒業後、実務経験を20年以上有するとき。 | 解釈及び運用の方針 1(3)③ハ |
| | *学校教育法第1条に規定する学校で、中学校卒等を入学資格とし、修業年限を5年もしくは5年6月とするもので、通常、高専と呼ばれている学校を指す。 | |
| 4) | 地質調査業者登録規程の解釈及び運用の方針別表に掲げる部門において、技術士法による第2次試験に合格し、規程3条1項ハに該当せず、かつ地質調査に関し、実務経験を5年以上有するとき。 | 解釈及び運用の方針 1(3)③ニ |

○申請に必要な書類については以下のとおりです。

| 必要書類 | | イ 25年 | ロ 20年 | ハ 20年 | ニ 5年 | 備考 |
|------|----------------|----------|----------|----------|---------|------------------------------|
| 申請書類 | 第1号様式 | ○ | ○ | ○ | ○ | 表紙 |
| | 別添1～4 | ○ | ○ | ○ | ○ | 申請書概要調書など |
| 添付書類 | 住民票（原本） | ○ | ○ | ○ | ○ | 本籍地・マイナンバー不記載 |
| | 卒業証明書（原本） | | ○ | ○ | | 大学院を修了している場合も大学（学士）の卒業証明書を提出 |
| | 技術士登録等証明（写） | | | | ○ | |
| | 通知書返信用封筒（角型2号） | ○ | ○ | ○ | ○ | 切手貼付・宛名記載 |

(2) 申請不可要件

○以下に該当する場合は、認定申請を行うことができません。

| | | |
|----|--|--------------------|
| 1) | 認定申請を行おうとする地質調査業者に登録規程第3条第1号イ、ロ又はハに該当する者が所属している場合。 【例外】 認定申請を行う地質調査業者の技術管理者が、退職等の理由によって技術管理者として勤務できない場合。 ※退職等の理由とは、退職又は病気・育児・介護等によりやむなく常勤性を欠く状態となることで、 会社の人事上の都合は含みません。 | 解釈及び運用の方針 1(3)② |
|----|--|--------------------|

(3) 認定後の注意点

○認定された後、以下のいずれかに該当する場合、認定の効力は失われます。

| | | |
|----|--|--------------------|
| 1) | 認定を受けた後、1年以内に技術管理者として登録しないとき。 | 解釈及び運用の方針 1(3)⑩ |
| 2) | 認定を受けた後、その地質調査業者を退職したとき*。 ※：認定は個人ではなく、地質調査業者に行うものであり、認定を受けた者が、他の登録業者に移籍した場合は、その効力を失います。 | |
| 3) | 登録規程第7条第1項に基づく現況報告書の「過去に認定された経歴を有する者の一覧表」に記載がないとき。 | |

登録規程及び登録規程の運用方針は、下記 URL にございますので適宜ご欄下さい。

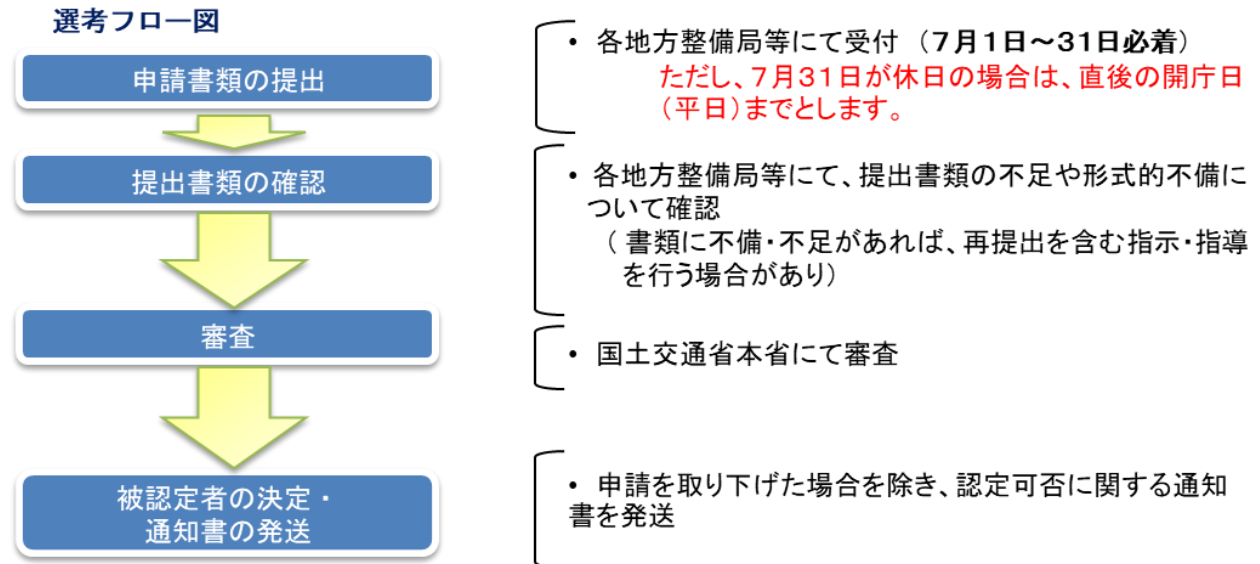
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000211.html

3. 申請から認定までの流れ

申請から認定までの流れは以下の通りです。

申請者の実務経験が、技術管理者に求められる技術水準に達していることを審査し、達している場合は認定します。

認定しない場合は、達していない程度を結果通知と一緒にお示しします。



認定可否に関する通知書の発送については、**翌年2月下旬～3月上旬頃**を予定しています。

公平を期すため、**審査基準、審査状況、審査過程、審査結果に関するお問合せには一切応じられません。また、申請前の事前審査には応じられません。**

よくある質問

Q 1 : すでに要件を満たす者が所属している場合、技術管理者の認定を受けることはできますか？

A 1 : 認定は、企業として申請するものであり、**個人的な資格ではありません**。このため、会社内に既に要件を満たす者（技術管理者やそれに相応する者）が在籍している場合は、認定の必要がないため申請することはできません。

ただし、要件を満たす者に**退職や産休・育休等の予定**など理由があり、認定後速やかに技術管理者の変更を届け出ることが確約されている場合は、条件付きで認定を受付けることがあります。（誓約書が必要となります。誓約書の様式については、各地方整備局にお問い合わせ下さい。）

Q 2 : 実務経験の記載欄が小さくて、必要な情報を記載することができません。

A 2 : 実務経験の記載欄の高さは変更しても問題ありません。適宜、行の高さを調整してください。（マクロ版については印刷時に高さが自動調整されますので、調整作業は不要です。）

Q 3 : 現在、公務員・団体職員ですが、民間会社への転職前に認定を受けることはできますか？

A 3 : 認定制度は、登録を受けようとする**会社に対し**認定対象者を技術管理者として登録してもよいことを認めているに過ぎません。したがって、認定を受ける場合は、会社（登録されている地質調査業者）に所属していることが必要です。

Q 4 : 直営業務（請負、外注せず自ら実施した業務）の「契約相手方」「契約金額」の記載方法は？

A 4 : 「契約相手方」「契約金額」欄に各々「直営業務」「社内業務」等、直営業務とわかるよう記載して下さい。なお、1つの業務内容（1行）に対する実務経験年数は最大1年です。

Q 5 : 公務員・団体職員の頃の経歴の記載方法は？

A 5 : 委託業務（請負、外注等）の担当として業務所管した経歴は「業務の内容」「契約相手方」「契約金額」を各々記載して下さい。

直営業務（請負、外注せず自ら実施した業務）のため「契約相手方」「契約金額」が記載できない場合は、上記A 4のとおりです。

4. 実務経験の記載について

申請書のうち実務経験証明書の記載に際しては、**地質調査業に関する実務経験であること**や、**技術的内容を含む実務経験であることが明確に分かるよう**、**具体的かつ詳細に記載**してください。

記載内容の不足や、**抽象的な記載**であるなど、**技術的な観点からの評価が困難な場合**、**評価不能として対象外**または**低減して評価する**場合があります。認定要件として必要とされる**実務経験年数に達するよう余裕をもって**、申請書を作成してください。

1) 「実務経験年数」欄について

- ・「実務経験年数」は**1ヶ月～12ヶ月の範囲で、月単位**で記載してください。1ヶ月に満たない実務経験、1年を超える実務経験は実務経験として認められません。少数点表示の記載も実務経験年数として認められません。
- ・「(業務)期間」は**業務の契約期間等**を記載してください。
- ・「実務経験年数」は「業務の内容」に記載する項目に**実際に従事した期間**を記載してください。
- ・実際に従事した期間とは、**他の業務に一切関わることなく、その業務に従事した期間**を意味します。

【例】

《業務条件》

- ・平成30年6月～31年3月までの10か月の期間で、以下の3つの業務に関与
- 業務A：〇〇地区〇〇地質調査業務の照査技術者
- 業務B：△△地区△△地質調査業務の主任技術者
- 業務C：□□地区□□地質調査業務の担当技術者

《業務実施状況》

- ・業務Aへの関わりは、業務上の技術上の照査であり、実際に従事した期間は1か月
 - ・業務Bへの関わりは、業務上の技術上の管理及び総括等であり、実際に従事した期間は3か月
 - ・業務Cへの関わりは、業務上の技術的な作業であり、実際に従事した期間は6か月
- ※それぞれの業務に実際に従事した期間の合計が10か月を超えないように記載してください。

1+3+6=10
≤10・〇

※下記のように、それぞれの業務に実際に従事した期間の合計（11か月）が当該（業務）期間（ここでは10か月）を超えている場合は、重複計上しているため、実務経験年数を再確認・見直しください。

| 期 間 | | 実務経験年数 | 業 務 の 内 容 | 認定対象者の氏名 | |
|-----|---------|--------|--|----------|---------|
| | | | | ● ● ● ● | ● ● ● ● |
| 業務A | 自 30年6月 | 年 2 月 | (株) ●●●部 ●● 照査技術者 〇〇地区〇〇地質調査業務 | 〇〇〇 | 〇〇〇 |
| | 至 31年3月 | | | | |
| 業務B | 自 30年6月 | 年 3 月 | (株) ●●●部 ●● 主任技術者 △△地区△△地質調査業務 | △△△ | △△△ |
| | 至 31年3月 | | | | |
| 業務C | 自 30年6月 | 年 6 月 | (株) ●●●部 ●● 担当技術者 □□地区□□地質調査業務 | □□□ | □□□ |
| | 至 31年3月 | | | | |

業務A, B, Cに従事した期間の合計が10か月を超えている

2+3+6=11
>10・×

マクロ機能※を実装した申請様式を配布しています。
 ※マクロ機能を使用することで、実務経験証明書の初歩的ミス（記載が必要な箇所に空欄が見られる等）のチェック、実務経験年数の重複チェック、実務経験証明書における印刷時のページ割り付け等を自動化することができます。入力方法等の詳細については、上記エクセルファイル内に記載の説明をご覧ください。
 ただし、お使いのパソコンまたはセキュリティ環境によっては、マクロ機能が正常に機能しない可能性がございますので、その場合は、ファイル内の「従来の様式」を使用してください。

2) 「業務の内容」欄について

下記の①～⑦について記載してください。

記載欄のセル（行）の高さについては適宜ご調整ください。（マクロ版申請書は印刷時に高さが自動調整されるため調整不要）

- ①企業名、②所属部課名、③職名等、④業務上の立場^{※1}
- ⑤契約名
- ⑥業務の諸元^{※2}
- ⑦業務のうち実際に担った内容

※1 業務上の立場

管理技術者、照査技術者、主任技術者、担当技術者、主任監督職員、監督職員、担当職員等

※2 業務の諸元

「業務の内容」欄の記載にあたり、調査や解析の記載方法については、下記に示す項目を必ず記載してください。

ボーリング調査等の調査の対象・目的、調査の内容・規模（試験名・数量など）、検討内容（〇〇解析）など

※必ずご確認ください。

3) その他注意事項

地質調査業者技術管理者認定申請においては、申請書の実務経験証明書等の記載のみで審査をしております。そのため、以下のような実務経験については、実務経験年数として認めない、もしくは申請された実務経験年数を低減して評価する場合があります。

- ◆地質調査業以外の業務
- ◆単純な作業、検討・解析を要しない調査のみ等、高度な技術的内容を含まない場合
- ◆「業務の内容」欄の記載の不足（業務の諸元や立場）、または抽象的な記載等、技術的な観点からの評価が困難な場合
- ◆業務の規模や契約金額と比較して実務経験年数が長く、その期間の全てを専らその業務に従事していたとは考えにくい場合
(例)
契約金額が100万円以下の場合、その業務に係る実務経験年数の上限を1か月と算定
- ◆1つの業務（1行）の実務経験年数が1年を超過、または1ヶ月未満の場合（特に公務員・団体職員経歴）
- ◆1行に複数の実務経験をまとめて記載している場合（特に公務員・団体職員経歴）

※必ずご確認ください。

※なお、地質調査業者技術管理者の業務の内容は、「地質調査業者登録規程の解釈及び運用の方針」において下記のとおり定めているため、参考としてください。

「地質調査の技術上の管理をつかさどる専任の者（技術管理者）」とは地質及び土質について調査、計測、解析又は判定することにより土木建築工事の設計若しくは監理又は土木建築工事に關する調査、企画、立案若しくは助言に必要な地質及び土質に関する資料の提供並びにこれに付随する業務の技術上の管理を専任で行う者。

別記様式第 1 号

第1号様式(第3条第1号ロ)

(用紙A4)

| |
|------|
| 正副の別 |
| 正 |

正又は副を記載する。

技術管理者認定申請書

地質調査業者登録規程に基づく登録を受けるため、下記の者が同規程第3条第1号ロに該当するものであることの認定を申請します。

提出(ポストに投函する)する年月日を記載する。

令和 7 年 7 月 1 日

地質調査業者登録の情報と同じ、住所、商号又は名称、代表者の氏名を記載。
代表者の押印は不要。

国土交通大臣 殿

東京都千代田区霞が関2-1-3
株式会社 国土交通

申請者 代表取締役 国土交通 太郎

記

| | | | |
|----------|-----------------|------------|-----------------|
| (ふりがな) | コクドコウツウ タロウ | 住所 | 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇 |
| 認定対象者の氏名 | 国土交通 太郎 | | |
| 生年月日 | S49 年 11 月 7 日生 | 最終学校名及び学科名 | 〇〇大学〇〇学部〇〇学科 |
| | | 卒業修了年月 | H6 年 3 月 卒業修了 |
| 添付書類 | 申請者概要調書 | 別添1のとおり | |
| | 経歴書(その1) | 別添2のとおり | |
| | 経歴書(その2) | 別添3のとおり | |
| | 実務経験証明書 | 別添4のとおり | |

審査担当者からの問い合わせに対応できる者を記載する。

| | | |
|-------|-------|--------------|
| 取扱責任者 | 氏名 | 〇〇 〇〇 |
| | 所属部課名 | 営業部営業第一課 |
| | 電話番号 | 03-1234-1234 |
| | FAX番号 | 03-1234-1235 |

記載要領

技術管理者認定申請書には、法人、個人の場合とも申請者概要調書、経歴書(その1)、経歴書(その2)及び実務経験証明書を添付すること。

別添 1

(第1号様式 (第3条第1号口))

(用紙A4)

別添 1

申請者概要調書

令和 7 年 7 月 1 日現在

| | | | | |
|--|---|-----------------------------|-----------------|------------|
| (ふりがな) 商号又は名称 | カブシキガイシャ コクドコウツウ 株式会社 国土交通 | 所在地 | 東京都千代田区霞が関2-1-3 | |
| (ふりがな) 代表者の氏名 | ダイヒョウトリシマリヤク コクドコウツウ タロウ 代表取締役 国土交通 太郎 | 創業年月日 | H1 年 4 月 1 日 | |
| 役員数及び 職員数 | 役員 5 人 | 技術職員 3 人 | 事務職員 2 人 | 合計 10 人 |
| 資本金 | 10,000 千円 | 自己資本額 | 50,000 千円 | |
| 営業の種類 (登録等受けているときは、 その登録番号等を記入する。) | 売上高 (自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日) | | | |
| 地質調査業 (質 01 第 567 号) | 地質調査業 | 2,300 千円 | | |
| 建設コンサルタント (建 01 第 1234 号) | 建設コンサルタント | 5,300 千円 | | |
| 測量業 (登録第 (2) - 89101 号) | 測量業 | 4,800 千円 | | |
| 建設業 (許可 (-) 第 号) | 建設業 | 千円 | | |
| | その他 | 千円 | | |
| | 合計 | 12,400 千円 | | |
| 所属している団体名 | 一般社団法人〇〇〇〇 | 地質調査業の現場管理者となることを予定している者の氏名 | 〇〇 〇〇 | |

本調書作成日を記載。

提出済の直近現況報告書の数値と一致しているか確認すること。変更がある場合は、変更届書の提出が必要。

提出済の直近現況報告書と一致するか確認すること。

提出済の直近現況報告書の時点を入力すること。

提出済の直近現況報告書と一致するか確認すること。また、地質調査業以外の他行についても、提出済の現況報告書等の数値と一致するか確認すること。

記載要領

- 1 「資本金」の欄は、法人である場合のみ記載すること。
- 2 「自己資本額」の欄は、法人、個人ともに貸借対照表における純資産合計の額を記載すること。
- 3 「売上高」の欄は、直前の営業年度におけるものを記載すること。
- 4 「所属している団体名」の欄は、地質調査業者の組織する団体に所属している場合のみ記載すること。

別添2

(第1号様式(第3条第1号ロ))

(用紙A4)

別添2

経 歴 書 (その1)

| | | | | | |
|------------|-----------------|----------|-----------------------------|-----------|---------------|
| 認定対象者の氏名 | 国土交通 太郎 | | 商号又は名称 | 株式会社 国土交通 | |
| 生年月日 | S49 年 11 月 7 日生 | | 認定対象者が技術士法による技術士の登録を受けている場合 | 技術部門 | 〇〇部門 |
| 最終学校名及び学科名 | 〇〇大学〇〇学部〇〇学科 | | | 選択科目 | 〇〇 |
| 卒業・修了年月 | H6 年 3 月 | 卒業 修了 | | 登録年月日 | H〇〇 年 〇 月 〇 日 |
| | | | | 登録番号 | 第 〇〇〇〇 号 |
| 他の企業での兼務状況 | | | その他取得している資格 | | |
| 企業名及び役職名 | 勤務の形態 | 資格の名称 | 取得年月日 | | |
| なし | | なし | | | |

認定申請する技術者が他の企業と兼務している場合は、必ず記載する。兼務がない場合は「なし」と記載する。

地質調査技士、一級土木施工管理技士など地質調査業務に関係する資格を有する場合に記載する。

記載事項

「その他取得している資格」の欄は、地質調査技士、土木施工管理技士又はRCCM等の資格がある場合に記載すること。

別添3

(第1号様式(第3条第1号ロ))

(用紙A4)

別添3

経 歴 書 (その2)

| | | 認定対象者の氏名 | | 国土交通 次郎 | |
|-----------------------------|----------|--------------------------------------|--|-------------------|--|
| 在 職 期 間 | 在 職 年 数 | 経 歴 (企業名、所属部課名及び役職名) | | 左のうち実務 経 験 年 数 | |
| 自 S54 年 4 月 至 S59 年 3 月 | 6 年 月 | 株式会社 ○○地質 技術部○○課 ○○担当 | | 5 年 1 月 | |
| 自 S59 年 4 月 至 S62 年 3 月 | 3 年 月 | 株式会社 ○○地質測量 (商号変更) 技術部○○課 ○○担当 | | 2 年 6 月 | |
| 自 H9 年 4 月 至 H13 年 3 月 | 4 年 月 | ○○地質 株式会社 技術管理部○○課 ○○係長 | | 3 年 2 月 | |
| 自 H13 年 4 月 至 H17 年 3 月 | 4 年 月 | ○○地質 株式会社 △△部△△課 △△係長 | | 年 月 | |
| 自 H17 年 4 月 至 H20 年 3 月 | 3 年 月 | □□地質コンサルタント 株式会社 技術部○○課 ○○課長代理 | | 1 年 3 月 | |
| 自 H20 年 4 月 至 H27 年 9 月 | 7 年 6 月 | □□地質コンサルタント 株式会社 調査推進部△△課 △△課長 | | 年 月 | |
| 自 H27 年 10 月 至 H29 年 3 月 | 1 年 6 月 | 株式会社 ○×設計 設計部 課長 | | 年 10 月 | |
| 自 H29 年 4 月 至 R1 年 9 月 | 2 年 6 月 | ○○地質土木 株式会社 取締役 | | 年 月 | |
| 自 年 月 至 年 月 | 年 月 | | | 年 月 | |
| 自 年 月 至 年 月 | 年 月 | | | 年 月 | |
| 合 計 | 31 年 6 月 | | | 12 年 10 月 | |

企業名、所属部課名及び役職名が変わるごとに行を改めて記載する。

在職年数のうち、認定を受けようとする実務経験年数(別添4「実務経験証明書」の記載する年数)を記載する。

別添4「実務経験証明書」に記載した実務経験年数の合計と一致する。複数ページにわたる場合は、最終ページの累計を、それ以外のページにはページ内の合計を記載する。

記載要領

- 1 企業名、所属部課名又は役職名が変わるごとに行を改めて記載すること。

5. 申請書類の提出先・問い合わせ先等

(1) 申請書様式のダウンロード

申請様式は、以下のページにてダウンロードをすることができます。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000042.html

申請に必要な書類は、以下のページの「申請書類提出に当たっての必要書類一覧」のうち、「技術管理者の認定申請」欄をご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000211.html

(2) 提出先について

申請者の主たる営業所が所在する都道府県を管轄区域とする国土交通省各地方整備局等に返信用封筒とあわせて提出してください。

| 部課名 | 所在地 | 所管区域 |
|-----------------------------|--|--|
| 北海道開発局 事業振興部 建設産業課 | 〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 011(709)2311 | 北海道 |
| 東北地方整備局 建政部 建設産業課 | 〒980-8602 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟 022(225)2171 | 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県 |
| 関東地方整備局 建政部 建設産業第二課 | 〒330-9724 さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048(601)3151 | 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨 県、長野県 |
| 北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課 | 〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館 025(280)8880 | 新潟県、富山県、石川県 |
| 中部地方整備局 建政部 建設産業課 | 〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 052(687)8523 | 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県 |
| 近畿地方整備局 建政部 建設産業第二課 | 〒540-8586 大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎 06(6942)1141 | 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県 |
| 中国地方整備局 建政部 建設産業課 | 〒730-0013 広島市中区八丁堀2-15 082(221)9231 | 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県 |
| 四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 | 〒760-8554 高松市サンポート3-33 087(851)8061 | 徳島県、香川県、愛媛県、高知県 |
| 九州地方整備局 建政部 建設産業課 | 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館 092(471)6331 | 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県 |
| 沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課 | 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 098(866)0031 | 沖縄県 |

(3) 申請手続きに関するお問い合わせ

1) 申請手続きに関する問い合わせ

申請者の主たる営業所が所在する都道府県を管轄区域とする国土交通省各地方整備局等（上記表）に問合せください。

2) 経歴の記載に関するお問い合わせ

経歴の記載に関する質問等は、

国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課 専門工事業・建設関連業振興室 建設振興係

TEL：03（5253）8282（直通）にて受け付けています。

※なお、認定通知書発送以前における審査結果の事前公表や事前審査等は行っていません。

業務内容の記載が曖昧な 悪い事例

| 期間 | | 実務経験年数 | 業務の内容 | 契約相手方の名称 | 契約金額(千円) |
|----------------------|--|---|-----------------------------|--|--|
| 自 25年10月 至 25年11月 | 年 2月 | (株)●●調査 ××課 (担当技術者) ○○ダムサイト地質調査業務 | ○○省 ○○地方整備局 ○○河川事務所 | → 従事した業務内容が不明 業務名は必ずしも業務内容を示すものではない | ○○, ○○○ |
| 自 25年12月 至 26年2月 | 年 3月 | 同社 " " ○○橋詳細設計に伴う地質調査業務 (管理技術者) 総括 | ○○株 ○○支社 | | |
| 自 26年4月 至 26年7月 | 年 4月 | 同社 " " (主任技術者) ボーリング調査一式 土質試験一式、解析、考察、検討 | ○○県 ○○土木事務所 | | ○○, ○○○ |
| 自 26年6月 至 26年10月 | 年 2月 | 同社 " " ○○地区地質調査設計業務委託 ボーリング調査5箇所、三軸圧縮試験、基礎地盤の検討、報告書執筆 | ○○省 ○○地方整備局 ○○河川国道事務所 | → 従事した業務内容があいまい 対象が幅広く漠然とした記載のみで、 手段・手法や解析・検討内容の具体的な記載に欠ける | |
| 自 26年11月 至 26年11月 | 年 1月 | 同社 " " ○○地区地質調査業務 (担当技術者) ボーリング10箇所 土質定数の推定、報告書執筆 | ○○県 ○○土木事務所 | | ○○, ○○○ |
| 自 26年12月 至 27年3月 | 年 4月 | ○×調査(株) ××課長 管理技術者 | ○○県 ○○土木事務所 | → 実務経験年数はまとめない 業務ごとの記載となっていない | ○○, ○○○ |
| 自 年 月 至 年 月 | 年 月 | ○○地区地質調査設計業務 ●●地区地質調査設計業務 | | | |
| 自 年 月 至 年 月 | 年 月 | | | | |
| 自 年 月 至 年 月 | 年 月 | | | | |
| 小計 (累計) | 1年4月 (1年4月) | | | | |
| 証明欄 | 上記のことを証明する。 平成 26年 12月 1日 証明者 (株)○×設計 代表取締役 ○田○男 印 | | | | 証明者と被証明者との関係 (証明を得ることができないときはその理由) 雇用主と雇用者 |

このような記載の場合
は経歴として評価されな
い、または低減して評価
されることがあります！

- 記載要領
- 「業務の内容」の欄は、業務内容について具体的に記載すること。
 - 各業ごとに押印すること。

業務内容の記載が明確な 良い事例

| 期間 | | 実務経験年数 | 業務の内容 | 契約相手方の名称 | 契約金額(千円) |
|----------------------|--|---|-----------------------------|----------|--|
| 自 25年10月 至 25年11月 | 年 2月 | (株)○×設計技術部 技術部長 ○○ダムサイト地質調査業務 (担当技術者) ボーリング5m1本 標準貫入試験5回 孔内水平載荷試験2回 斜面安定解析0.5ha 報告書執筆 | ○○省 ○○地方整備局 ○○河川国道事務所 | | ○○, ○○○ |
| 自 25年12月 至 26年2月 | 年 3月 | 同社 " " ○○橋詳細設計に伴う地質調査業務 (管理技術者) ボーリング1箇所40m 孔内電気検層 スウェーデン式サウンディングN=6 圧密試験5試料 基礎地盤の支持力評価 (直接基礎) | ○○株式会社 ○○支社 | | ○○, ○○○ |
| 自 26年4月 至 26年7月 | 年 4月 | 同社 " " ○○地区地質調査業務 (主任技術者) ボーリング10箇所×各2m 地下水流向解析 密度試験3試料、粒度試験3試料、3年後の地盤沈下量の予測計算 | ○○県 ○○土木事務所 | | ○○, ○○○ |
| 自 26年6月 至 26年10月 | 年 2月 | 同社 " " (担当技術者) ○○地区地質調査設計業務委託 ボーリング調査5箇所計30m、三軸圧縮試験2回、基礎地盤の安定性検討 (斜面安定解析200m ²)、報告書執筆 | ○○省 ○○地方整備局 ○○河川国道事務所 | | ○○, ○○○ |
| 自 年 月 至 年 月 | 年 1月 | 同社 " " ○○地区地質調査業務 (担当技術者) ボーリング10箇所×各5m 土質定数の推定 (φ、c) 報告書執筆 | ○○県 ○○土木事務所 | | ○○, ○○○ |
| 自 年 月 至 年 月 | 年 2月 | ○×調査(株) ××課長 管理技術者 ○○地区地質調査設計業務 レーダー探査3箇所、密度試験3試料、圧密試験5試料、報告書作成 | ○○県 ○○土木事務所 | | ○○, ○○○ |
| 自 年 月 至 年 月 | 年 2月 | ○×調査(株) ××課長 管理技術者 ●●地区地質調査設計業務 軟弱地盤解析2ha、地盤の液状化判定、圧密・三軸圧縮試験各10試料 | ○○県 ○○土木事務所 | | ○○, ○○○ |
| 自 年 月 至 年 月 | 年 月 | | | | |
| 自 年 月 至 年 月 | 年 月 | | | | |
| 小計 (累計) | 1年4月 (1年4月) | | | | |
| 証明欄 | 上記のとおり実務経験を有することに相違ないことを証明する。 平成 26年 12月 1日 証明者 (株)○×設計 代表取締役 ○田○男 印 | | | | 証明者と被証明者との関係 (証明を得ることができないときはその理由) 雇用主と雇用者 |

- 記載要領
- 「業務の内容」の欄は、企業名、職名、本人が従事した調査の契約名、規模、本人の業務上の役割等について具体的に記載すること。
 - 各業ごとに押印すること。